

新潟市水道局職員就業規則及び新潟市水道局会計年度任用職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第12号

新潟市水道局職員就業規則及び新潟市水道局会計年度任用職員就業規則の一部を改正する規程

(新潟市水道局職員就業規則の一部改正)

第1条 新潟市水道局職員就業規則(平成6年水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する

目次中「第18条の4」を「第18条の5」に改める。

第8条第2項中「第28条の5第1項又は地公法第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第9条及び第9条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第2項中「市一般職員の例による。」の次に「ただし、定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の半日を単位とする年次有給休暇は、2回をもって1日とし、1時間を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間数(その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた

時間数) (定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員(1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員をいう。)以外のものにあつては、1日当たりの平均勤務時間数(その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数))をもって1日と、1日の勤務時間数の2分の1に相当する時間数(その時間数に45分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数)をもって半日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、年次有給休暇で1時間を単位とするものの付与については、一の年度において、5日の範囲内に限るものとする。

第2章第3節中第18条の4の次に次の1条を加える。

(高齢者部分休業)

第18条の5 職員の高齢者部分休業(地公法第26条の3に規定する高齢者部分休業をいう。)に関しては、新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年新潟市条例第8号)の適用を受ける市一般職員の例による。

(新潟市水道局会計年度任用職員就業規則の一部改正)

第2条 新潟市水道局会計年度任用職員就業規則(令和2年水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第18条」に、「第21条・第22条」を「第19条・第20条」に、「第23条―第25条」を「第21条―第23条」に、「第26条・第27条」を「第24条・第25条」に、「第28条」を「第26条」に、「第29条」を「第27条」に、「第30条」を「第28条」に、「第31条」を「第29条」に、「第32条」を「第30条」に、「第33条」を「第31条」に改める。

第16条の見出し中「の種類」を削り、同条に次の9項を加える。

2 会計年度任用職員に与えられる年次有給休暇の日数は、市会計年度任用職員の例による。

3 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間(1週間ごとの勤務日数及び勤務日

ごとの勤務時間数が同一である会計年度任用職員（以下「同一勤務型会計年度任用職員」という。）で1日の勤務時間数が6時間に満たないものにあつては、1日又は1時間）とする。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、2回をもって1日とし、1時間を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数）（同一勤務型会計年度任用職員以外の会計年度任用職員にあつては、1日当たりの平均勤務時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数））をもって1日と、1日の勤務時間数の2分の1に相当する時間数（その時間数に45分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数）をもって半日とする。

5 1時間を単位とする年次有給休暇は、一の年度において、5日（年度の中で任用された会計年度任用職員については、当該年度に限り、管理者が別に定める日数）の範囲内に限り、これを与えるものとする。

6 管理者は、第2項から前項までの規定による年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが水道事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

7 一の年度において管理者が与えなければならない年次有給休暇の日数が10日以上である会計年度任用職員に係る年次有給休暇（第9項の規定により繰り越されたものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち5日（年度の中で任用された会計年度任用職員については、当該年度に限り、管理者が別に定める日数。以下この項において同じ。）については、当該年度内に、管理者が別に定めるところにより当該会計年度任用職員の意見を聴き、その意見を尊重しつつその時季を指定することによりこれを与えるものとする。ただし、前項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合に

は、5日)分については、時季を指定することにより与える年次有給休暇の日数からこれを控除するものとする。

8 前項の規定により時季を指定することにより与える年次有給休暇の単位は、1日又は半日(同一勤務型会計年度任用職員で1日の勤務時間数が6時間に満たないものにあつては、1日)とする。

9 年次有給休暇は、任用期間が更新される場合には、更新後の任用期間にこれを繰り越すことができる。

10 療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、市会計年度任用職員の例による。

第17条及び第18条を削り、第19条を第17条とし、第20条から第33条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の新潟市水道局職員就業規則第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。